第６期基山町障がい福祉計画
第２期基山町障がい児福祉計画

（令和３年度～令和５年度）

令 和 ３ 年 ３ 月

基　　山　　町

目　　次

１　計画策定の趣旨

（１）計画策定の背景・目的 1
（２）計画の位置づけ 1
（３）計画期間 2

２　障害福祉施策の動向

（１）国の施策動向 3
（２）障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針の見直し 4
（３）障害福祉サービスの体系 5

３　障がい者等の状況

（１）人口動向 6
（２）障がい者等の状況 8

４　課題整理

（１）団体アンケート調査からの課題 25
（２）事業所アンケート調査からの課題 27
（３）アンケート調査からの課題 28
（４）課題のまとめ 32

５　施策の体系

（１）計画の基本理念 34
（２）計画の基本的方向 34

６　目標設定値

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行 37
（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実 37
（３）地域生活支援拠点等の充実 38
（４）福祉施設から一般就労への移行等 39
（５）障がい児支援の提供体制の整備等 40
（６）相談体制の充実・強化等 41
（７）障害福祉サービス等の質の向上 41
（８）発達障がい者への支援 41

７　障害福祉サービス等の見込量と方策
（１）障害福祉サービス……42
（２）障害児福祉サービス……47
（３）地域生活支援事業……49
（４）地域における相談支援体制……52
（５）地域自立支援協議会……53

８　計画の推進方針
（１）関係機関との連携……55
（２）計画の進行管理……55

９　資料編
（１）基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例……56
（２）基山町障害者基本計画等策定委員会……58
（３）計画策定の経過……58

「障害」の「害」の表記について

　本計画では、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記します。（例：障がい者の雇用、障がい児の育成）

　法律・制度の名称、施設・団体名等の固有名詞の場合で、漢字表記が使用されている場合は、「障害」と表記します。（例：身体障害者手帳、障害福祉サービス）

1 計画策定の趣旨

1　計画策定の趣旨

（１）計画策定の背景・目的

わが国の障がい者福祉施策は、障がい者等がその能力を最大限に発揮し、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活を送ることができるように援助すること、及び障がいの有無に関わらず、共に生活し活動できる社会の構築を目指すことを基本理念に推進されています。

本町では、平成 27 年３月に「基山町障害者基本計画」（計画期間：平成 27 年度～令和５年度までの９年間）、平成 30 年３月に「第５期基山町障害福祉計画・第１期基山町障害児福祉計画」（計画期間：平成 30 年度～令和２年度までの３年間）を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業の基盤整備に努め、総合的に障がい者（児）施策を展開しています。

本町の障がい者（児）を取り巻く環境の変化、障がい者（児）の現状等を踏まえ、施策の評価に基づき、「第６期基山町障がい福祉計画・第２期基山町障がい児福祉計画」の策定を行うことが目的です。

（２）計画の位置づけ

「第６期基山町障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく「市町村障害福祉計画」です。

「第２期基山町障がい児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

計画策定にあたっては、国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」を踏まえて策定を行います。また、佐賀県の「佐賀県障害福祉計画・佐賀県障害児福祉計画」に即し、「第５次基山町総合計画」等との整合性を図りながら策定を行います。

■計画の位置づけ

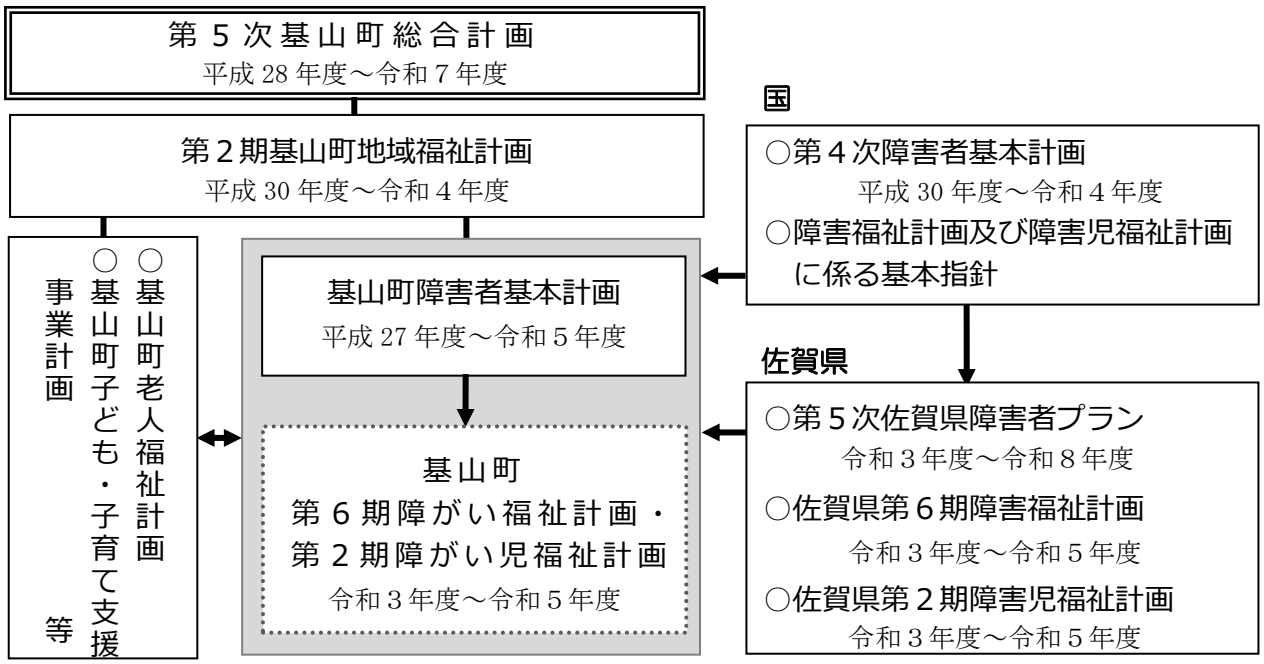

（３）計画期間

「第６期基山町障がい福祉計画・第２期基山町障がい児福祉計画」は、令和３年度から令和５年度までの３年間を計画期間とします。

■計画期間

<table>
<tr><th>年度
計画名</th><th>2018
（H30）</th><th>2019
（R元）</th><th>2020
（R２）</th><th>2021
（R３）</th><th>2022
（R４）</th><th>2023
（R５）</th><th>2024
（R６）</th><th>2025
（R７）</th><th>2026
（R８）</th><th>2027
（R９）</th><th>2028
（R10）</th></tr>
<tr><td>基山町総合計画</td><td colspan="8">第５次</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>基山町障害者基本計画</td><td colspan="5">第２期</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>基山町障がい福祉計画</td><td colspan="3">第５期</td><td colspan="3">第６期</td><td colspan="3">第７期</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>基山町障がい児福祉計画</td><td colspan="3">第１期</td><td colspan="3">第２期</td><td colspan="3">第３期</td><td></td><td></td></tr>
</table>

2　障害福祉施策の動向

２　障害福祉施策の動向

（１）国の施策動向

・基山町では、平成 26 年度に策定された「基山町障害者基本計画」に基づき、障害福祉施策に取り組んできましたが、その後、障害福祉制度について、大幅な改正が行われています。

■近年の障害福祉施策の動向

年度	関連法令等	概　　要
平成30年度	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービス基盤の計画的整備等を規定する等の改正が行われ、市町村の「障害児福祉計画」策定が義務化されました。（平成 30 年４月施行）
	障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行	文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることとされました。（平成 30 年６月施行）
	ギャンブル等依存症対策基本法の施行	ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずることとされました。（平成 30 年 10 月施行）
令和元年度	読書バリアフリー法の施行	障がいによって読書が困難な人々の、読書環境を整備するものとされました。（令和元年６月施行）

（２）障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

障害福祉計画・障害児福祉計画は国が定めた基本指針に即して作成されるものです。市町村・都道府県の障害福祉計画は、第５期の計画が令和2年度末までであることから基本指針が見直されています。

■見直しのポイント

①　地域における生活の維持及び継続の推進

・地域生活を希望する人が地域で生活できる体制の確保

②　精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

・精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標の追加

・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進

③　福祉施設から一般就労への移行等

・就労移行支援の目標の明確化、就労継続支援Ａ型及びＢ型の成果目標の追加

④　「地域共生社会」の実現に向けた取組

・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービス提供体制の確保

・地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築に取り組むことについて記載

⑤　発達障がい者等支援の一層の充実

・支援体制の確保及び発達障がい者の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保する事の重要性の記載

⑥　障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

・児童発達支援センターの地域支援機能を強化することによる地域社会への参加や包容（インクルージョン）※を推進することの重要性の記載

・重症心身障がい児や医療的ケア児の家庭環境等を十分に踏まえた支援及び家族のニーズの把握、短期入所の実施体制の確保の検討

⑦　相談支援体制の充実・強化等

・相談支援体制の各種機能の更なる強化、充実に向けた検討

⑧　障害福祉サービス等の質の向上

・障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築を成果目標に追加

⑨　障がい福祉人材の確保

・研修の実施、多職種間の連携の推進、職場の魅力に関する積極的な周知、広報について関係者が協力して取り組むことを記載

※インクルージョン：障がいの有無に関係なく、すべての人が差別なく受け入れられること。

（３）障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、及び、児童福祉法に基づく障害児福祉サービスの体系を下図に示します。

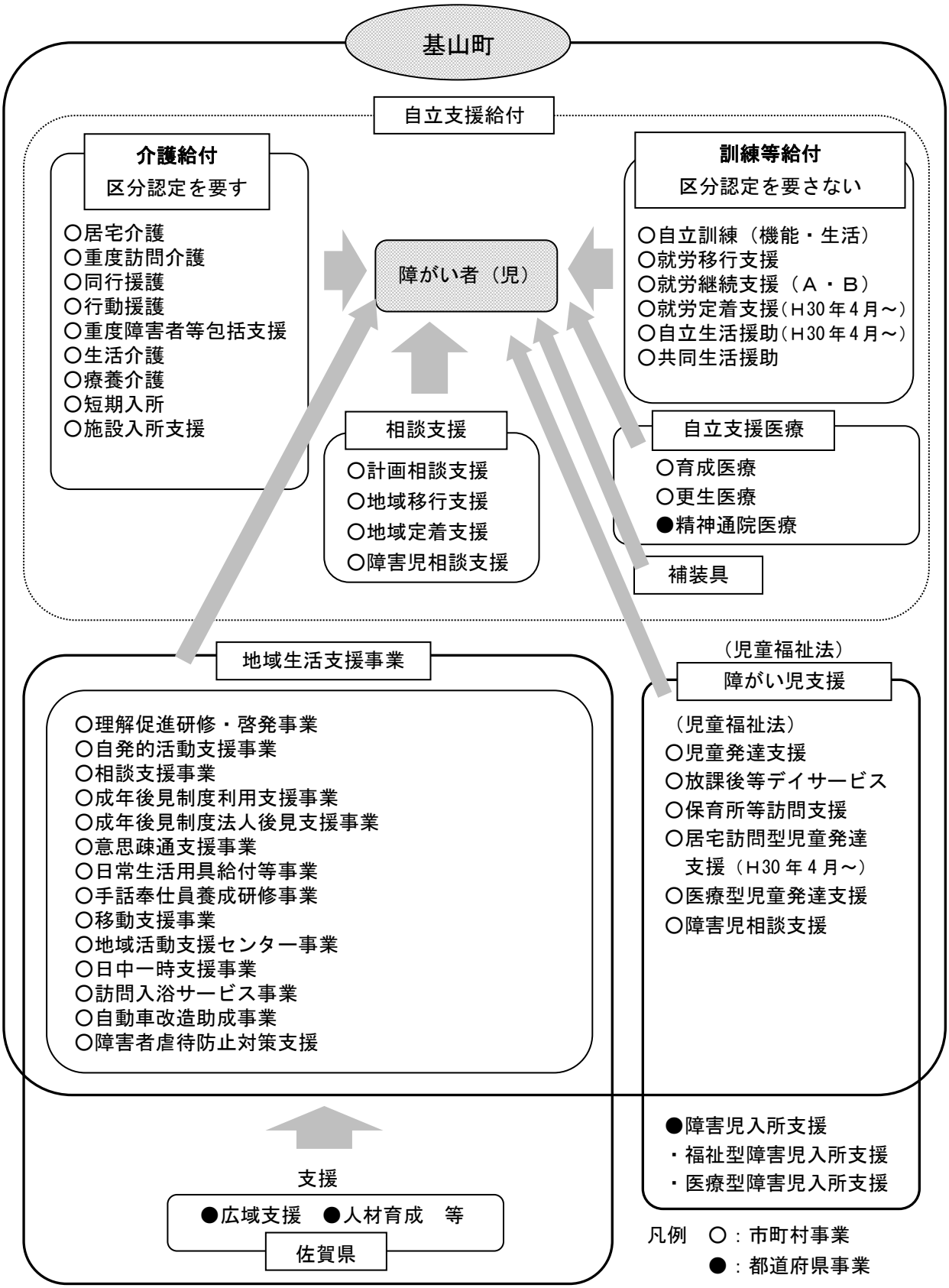

3 障がい者等の状況

３　障がい者等の状況

（１）人口動向

１）人口構造

基山町の総人口は、令和２年９月末で 17,408 人となっており、男性は 8,301 人、女性は 9,107 人となっています。

男女ともに 65～69 歳が最も多く、65 歳以上に比べ 15 歳未満は少なくなっています。

■ 人口ピラミッド

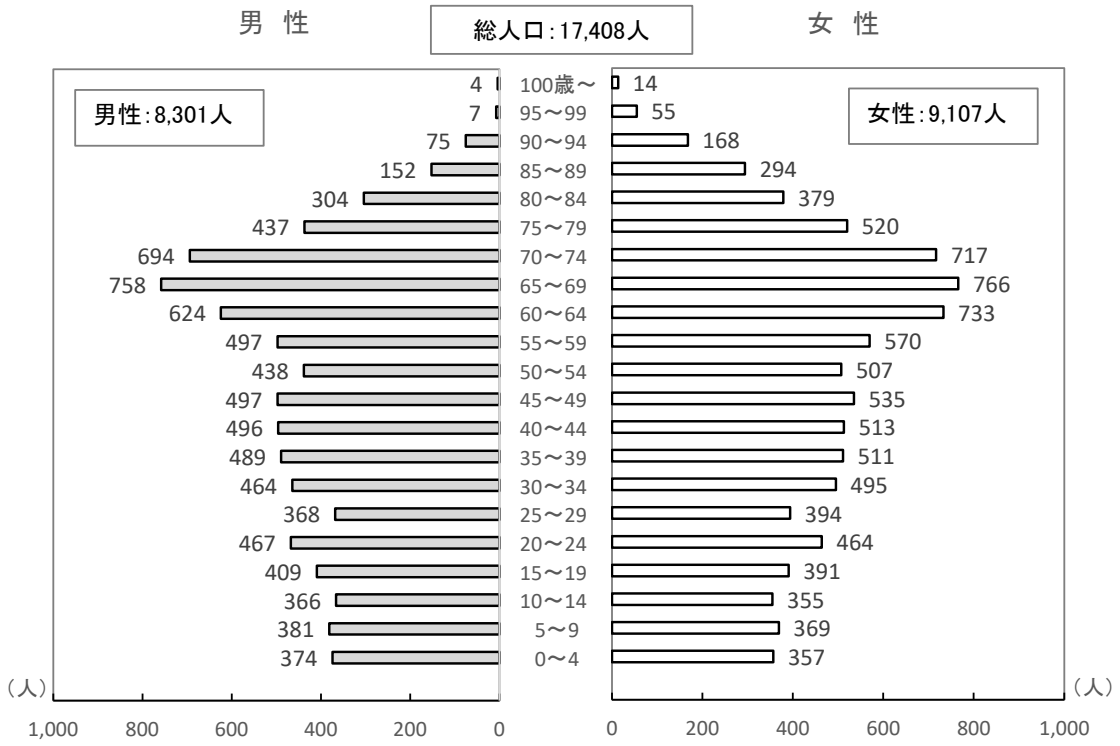

資料：住民基本台帳（令和２年９月末現在）

２）年齢区分別人口及び高齢化率の推移

平成28年から令和２年の年齢区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は平成30年より増加傾向となっています。生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加しており、基山町においても少子高齢化が進行していることがわかります。

高齢化率は増加傾向にあり、令和２年では30.7%となっています。

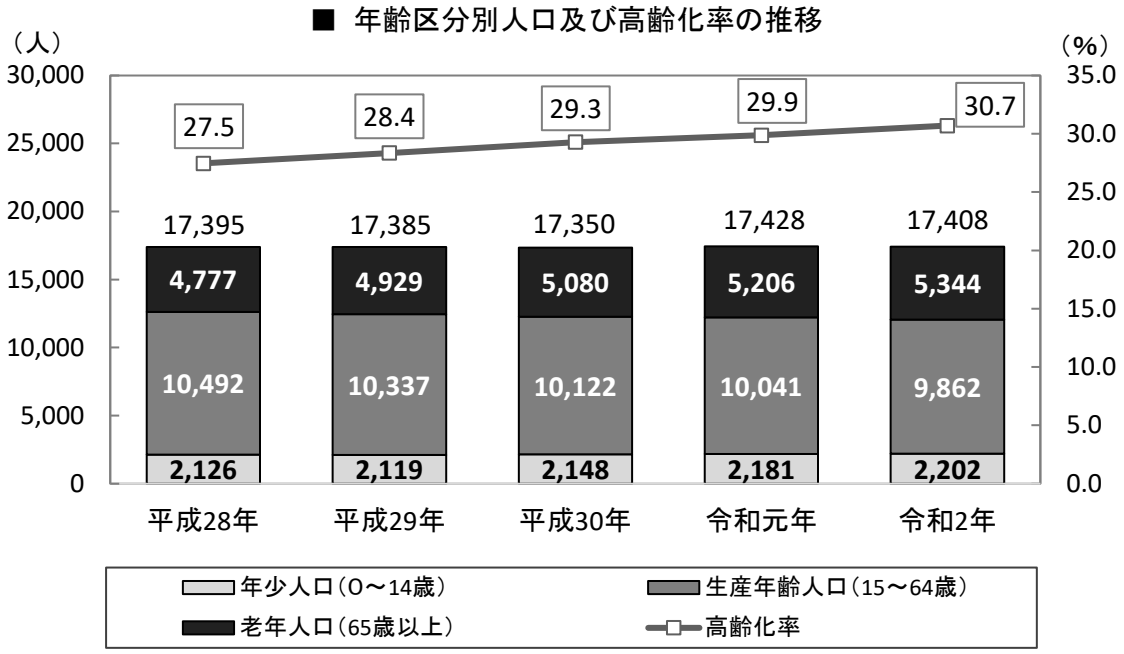

年齢区分別		単位	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口		人	17,395	17,385	17,350	17,428	17,408
年少人口（0～14歳）		人	2,126	2,119	2,148	2,181	2,202
	構成比	%	12.2	12.2	12.4	12.5	12.6
生産年齢人口（15～64歳）		人	10,492	10,337	10,122	10,041	9,862
	構成比	%	60.3	59.5	58.3	57.6	56.7
老年人口（65歳以上）		人	4,777	4,929	5,080	5,206	5,344
	構成比	%	27.5	28.4	29.3	29.9	30.7

資料：住民基本台帳（９月末日）

（２）障がい者等の状況

１）障害者手帳所持者数の推移

基山町の障害者手帳所持者数は、令和元年度で 906 人となっており、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は、5.2%となっています。

最も多いのは身体障害者手帳所持者で、令和元年度では全体の 70.6%を占めています。また、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。

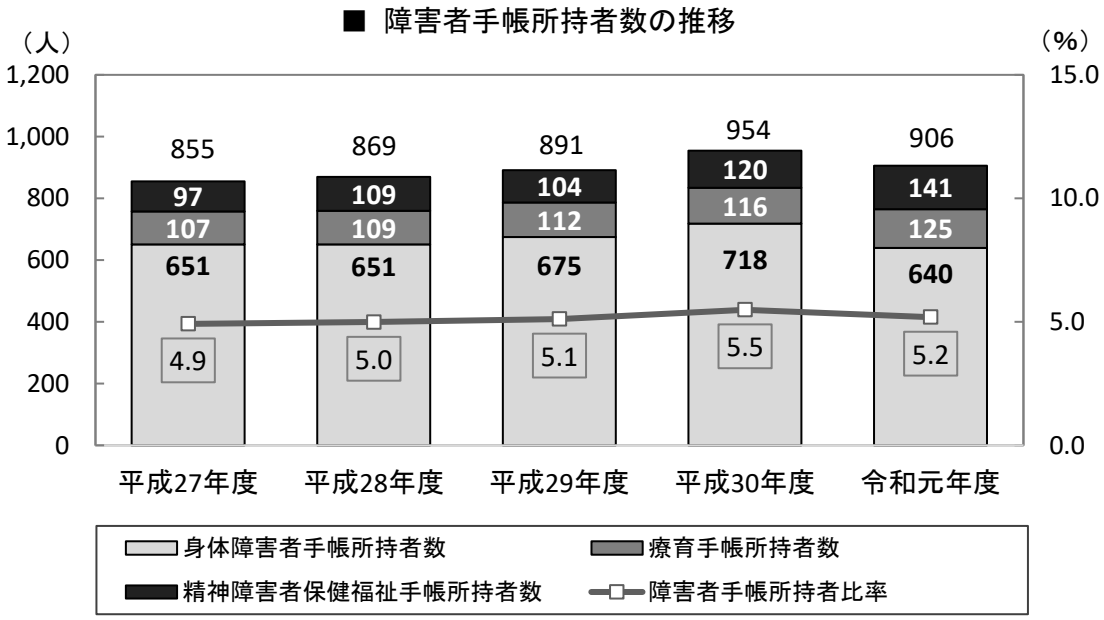

（単位：人）

種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害者手帳所持者	651	651	675	718	640
療育手帳所持者	107	109	112	116	125
精神障害者保健福祉手帳所持者	97	109	104	120	141

資料：庁内資料（各年３月末現在）

２）身体障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和２年３月末現在で 640 人となっています。障害種別では肢体不自由が最も多く 352 人となっており、次いで内部障害が 212 人と続いています。

等級別にみると、１級・２級の重度障害者は 312 人となっており、全体の 48.8%となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数

（単位：人）

障害種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18 歳以上	9	10	3	2	3	2	29
	合計	9	10	3	2	3	2	29
聴覚･平衡機能障害	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18 歳以上	5	12	1	7	0	17	42
	合計	5	12	1	7	0	17	42
音声･言語障害	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18 歳以上	0	1	4	0	0	0	5
	合計	0	1	4	0	0	0	5
肢体不自由	18 歳未満	2	1	0	0	1	1	5
	18 歳以上	64	64	48	87	52	32	347
	合計	66	65	48	87	53	33	352
内部障害	18 歳未満	3	0	0	0	0	0	3
	18 歳以上	137	4	24	44	0	0	209
	合計	140	4	24	44	0	0	212
合計	18 歳未満	5	1	0	0	1	1	8
	18 歳以上	215	91	80	140	55	51	632
	合計	220	92	80	140	56	52	640

資料：庁内資料（令和２年３月末現在）

①　等級別身体障害者手帳所持者数の状況

等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 30 年度までは増加傾向でしたが、令和元年度では減少しています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

等級別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1級	215	220	234	250	220
2級	104	101	102	107	92
3級	88	88	90	90	80
4級	140	136	141	159	140
5級	53	52	53	55	56
6級	51	54	55	57	52
合計	651	651	675	718	640

資料：庁内資料（各年３月末現在）

②　障害種別身体障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数の推移を障害種別にみると、平成 30 年度までは視覚障害及び肢体不自由、内部障害は増加傾向ですが、令和元年度では減少しています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

（単位：人）

障害種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障害	28	32	33	34	29
聴覚･平衡機能障害	44	44	45	47	42
音声･言語機能障害	4	4	4	4	5
肢体不自由	380	378	386	401	352
内部障害	195	193	207	232	212
合計	651	651	675	718	640

資料：庁内資料（各年３月末現在）

③　年齢階層別身体障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数の推移を年齢階層別にみると、65 歳以上は平成 30 年度まで増加していましたが、令和元年度では減少しています。また、18～64 歳は平成 29 年度まで減少していましたが、以降は増加しています。

また、令和元年度において総人口に占める割合は 3.7%となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢階層別）

（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	13	14	13	10	8
18～64 歳	167	162	158	171	202
65 歳以上	471	475	504	537	430
合計	651	651	675	718	640
総人口に占める割合	3.7%	3.7%	3.9%	4.1%	3.7%

資料：庁内資料（各年３月末現在）

３）療育手帳所持者の状況

①　障害程度別療育手帳所持者数の状況

基山町の療育手帳所持者数は、平成 27 年度以降では、年々増加しており令和元年度では 125 人となっています。

障害程度別にみると、Ａ判定（最重度・重度）よりもＢ判定（中度・軽度）の方が多くなっています。

■ 療育手帳所持者数の推移（障害程度別）

（単位：人）

障害程度別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A判定(最重度･重度)	38	38	44	44	48
B判定(中度･軽度)	69	71	68	72	77
合計	107	109	112	116	125

資料：庁内資料（各年３月末現在）

②　年齢階層別療育手帳所持者数の状況

年齢階層別療育手帳所持者数は、平成 27 年度以降、18 歳未満及び 18～64 歳でやや増加しています。また、総人口に占める割合は年々増加しており、令和元年度では 0.72%となっています。

■ 療育手帳所持者数の推移（年齢階層別）

（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	20	22	29	25	26
18～64 歳	78	78	76	83	90
65 歳以上	9	9	7	8	9
合計	107	109	112	116	125
総人口に占める割合	0.61%	0.63%	0.64%	0.67%	0.72%

資料：庁内資料（各年３月末現在）

４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

①　等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加し、平成 27 年度の 97 人から令和元年度では 141 人と 44 人増加しています。

等級別にみると、令和元年度において最も多いのは２級で 83 人、次いで軽度の３級が 51 人、重度の１級が７人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

等級別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1級	4	4	2	5	7
2級	58	66	62	70	83
3級	35	39	48	46	51
合計	97	109	112	121	141

資料：佐賀県（各年３月末現在）

②　年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を年齢階層別にみると、18 歳未満及び 18～64 歳で手帳所持者は年々増加しています。

また、総人口に占める割合は平成 27 年度以降、年々増加しています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢階層別）

（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	16	17	18	20	21
18～64 歳	68	72	75	90	105
65 歳以上	13	20	11	10	15
合計	97	109	104	120	141
総人口に占める割合	0.55%	0.63%	0.60%	0.69%	0.81%

資料：佐賀県（各年３月末現在）

５）自立支援医療受給者数の状況

自立支援医療受給者数は、令和元年度では育成医療が２人、更生医療が 71 人、精神通院医療が 291 人となっており、合わせて 364 人が受給しています。

精神通院医療受給者数は、平成 27 年度からの５年間で 77 人の増加となっています。

■自立支援医療費受給者数の推移　（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
育成医療	4	2	2	2	2
更生医療	64	52	61	57	71
精神通院医療	214	236	262	280	291
合計	282	290	325	339	364

資料：育成医療・更生医療は庁内資料
精神通院医療は佐賀県
（各年３月末現在）

６）障がい児の状況

障がい児の就学の状況をみると、小学生では、身体障害者手帳所持者数は２人、療育手帳所持者数は 11 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 12 人となっています。中学生では、身体障害者手帳所持者数は１人、療育手帳所持者数は４人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は５人となっています。

■就学の状況　（単位：人）

区分	身体障害者手帳所持者数	療育手帳所持者数	精神障害者保健福祉手帳所持者数
小学生	2	11	12
中学生	1	4	5
合計	3	15	17

資料：身体障害者手帳・療育手帳所持者数は庁内資料
精神障害者保健福祉手帳所持者数は佐賀県
（令和２年３月末現在）

７）難病患者の状況

令和元年度では、指定難病受給者証所持者数は 151 人、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は 11 人となっています。

■難病患者の状況（延べ人数）　（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
指定難病受給者証所持者数	131	139	144	137	151
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数	14	11	7	8	11

資料：佐賀県（各年３月末現在）

８）障害支援区分の認定状況

障害支援区分とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分で、障害福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案される事項の一つです。

必要とされる支援の度合いは、区分１が低く、区分が上がるにつれて高くなります。

基山町の障害支援区分認定者数は、令和元年度で最も多いのは区分６で 26 人、次いで区分２が 19 人となっています。平成 28 年度からの推移をみると、区分２・区分３・区分６は増加しています。

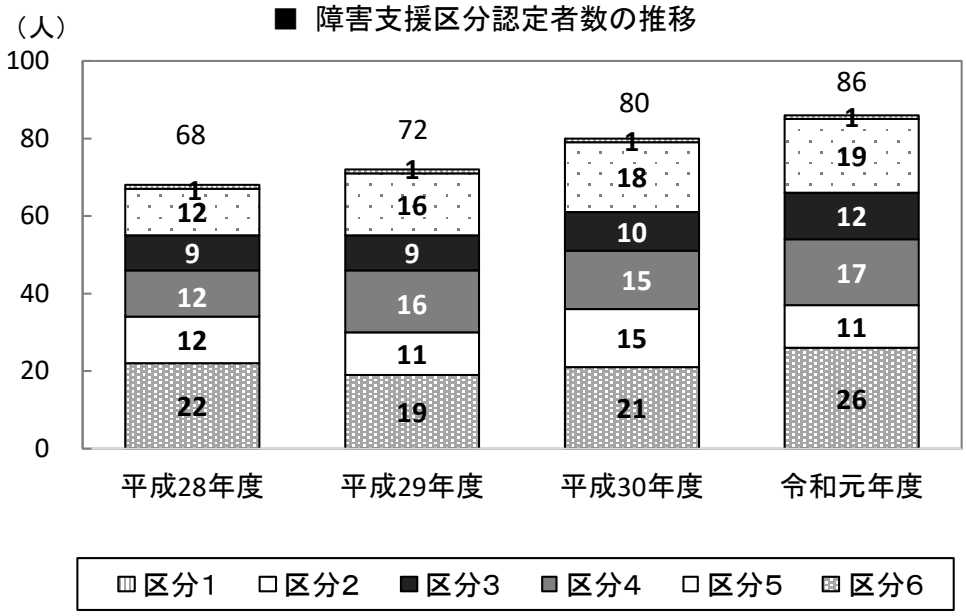

■障害支援区分認定者の推移（延べ人数）　（単位：人）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
区分1	1	1	1	1
区分2	12	16	18	19
区分3	9	9	10	12
区分4	12	16	15	17
区分5	12	11	15	11
区分6	22	19	21	26
合計	68	72	80	86

資料：庁内資料（各年３月末現在）

９）障がい者の雇用の状況

①　町の行政機関における障がい者の雇用状況

令和２年６月１日現在、町の行政機関における法定雇用障がい者数は５人となっており、法定雇用率は達成しています。

■町の行政機関における障がい者の雇用状況

対象職員数（人）	障がい者数（人）	障がい者の雇用率（%）	法定雇用率（%）
186	5	2.69	2.5

資料：庁内資料（令和２年６月１日現在）

②　町内の民間企業における障がい者の雇用状況

令和２年６月１日現在、町内の民間企業（法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数が「45.5 人以上規模」の企業）における障がい者の雇用率は 4.02%となっています。（障がい者の法定雇用率は、45.5 人以上規模で 2.2%です。令和３年３月１日より 43.5 人以上規模で 2.3%になります。）

■町内の民間企業における障がい者の雇用状況

対象企業数	労働者数（人）	障がい者数（人）	実雇用率（%）
10	2,103.5	84.5	4.02

資料：佐賀労働局（令和２年６月１日現在）

※１　１週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である短時間労働者は１人をもって 0.5 人とみなされる。
２　重度身体障がい者又は重度知的障がい者は、その１人の雇用をもって２人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとカウントされる。
３　重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者については１人として、重度以外の障がい者である短時間労働者については 0.5 人とカウントされる。

10）福祉サービス利用の状況

≪障害福祉サービスの利用状況≫

Ａ．訪問系サービス

サービス名	内　容
①　居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②　重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人、重度知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③　同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
④　行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
⑤　重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者であって、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

■見込みと実績

訪問系サービスの合計は、令和元年度及び令和２年度で見込みより実績が少なくなっています。

【訪問系サービスの利用実績】

区分	単位	第5期					
		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 居宅介護	人	30	34	33	33	35	32
	時間分／月	559	604	583	567	608	553
② 重度訪問介護	人	1	0	1	0	1	0
	時間分／月	2	0	2	0	2	0
③ 同行援護	人	1	0	1	0	1	2
	時間分／月	4	0	4	0	4	16
④ 行動援護	人	4	3	4	3	4	2
	時間分／月	11	14	11	12	11	8
⑤ 重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間分／月	0	0	0	0	0	0
①～⑤の合計	人	36	37	39	36	41	36
	時間分／月	576	618	600	579	625	577

※令和２年度の実績は見込み（以下同じ）。
※人：実利用者数（以下同じ）。
※時間／月：１か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）（以下同じ）

Ｂ．日中活動系サービス

サービス名	内　容
①　生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
②　自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
③　自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
④　宿泊型自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、宿泊しながら生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑤　就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑥　就労継続支援（Ａ型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約あり）
⑦　就労継続支援（Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約なし）
⑧　就労定着支援	福祉施設から一般就労に移行した人に、企業や自宅を訪問して就労に関する問題解決に向けて必要な連絡調整や助言等を行います。（平成30年４月から開始）
⑨　療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
⑩　短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め障害者施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑪　短期入所（医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め病院・診療所、介護老人保健施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込みと実績

生活介護・自立訓練等

生活介護・自立訓練等の合計は、令和元年度及び令和２年度では見込みより実績が多くなっています。

事業別では、生活介護の利用人数が増加傾向です。また、自立訓練（生活訓練）の利用人数は増加していますが、１人当たりの利用日数は見込みを下回っています。

【日中活動系（生活介護・自立訓練等）サービスの利用実績】

区分	単位	第5期					
		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 生活介護	人	27	26	27	29	27	31
	人日／月	485	493	477	555	469	574
② 自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1	1	1	1
	人日／月	12	22	12	22	12	3
③ 自立訓練（生活訓練）	人	2	2	2	3	2	3
	人日／月	31	3	31	23	31	32
④ 宿泊型自立訓練	人	－	0	－	1	－	2
	人日／月	－	0	－	16	－	50
①～④の合計	人	30	29	30	34	30	37
	人日／月	528	518	520	616	512	659

※人日／月：１か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）（以下同じ）。

就労支援

就労移行支援・就労継続支援等の合計は、令和元年度及び令和 2 年度では見込みよりも実績が少なくなっています。

事業別では、就労継続支援（A型）の利用人数は見込みより減少していますが、就労継続支援（B型）の利用人数は見込みどおりに増加しています。

【日中活動系（就労支援）サービスの利用実績】

区分	単位	第5期					
		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
⑤ 就労移行支援	人	13	10	16	10	18	10
	人日／月	195	131	263	56	355	99
⑥ 就労継続支援（A 型）	人	26	26	27	23	28	23
	人日／月	375	321	389	309	403	305
⑦ 就労継続支援（B 型）	人	61	65	65	68	68	68
	人日／月	972	922	1,033	1,075	1,098	1,094
⑧ 就労定着支援	人	1	0	1	1	1	1
⑤～⑧の合計	人	101	101	109	102	115	102
	人日／月	1,542	1,374	1,685	1,440	1,856	1,498

短期入所等

療養介護は見込みほど利用されていません。また、短期入所の利用人数が令和２年度において減少しているのは、新型コロナウイルス感染症により休止した事業所があるため、その影響も考えられます。

【日中活動系（短期入所等）サービスの利用実績】

区分	単位	第5期					
		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
⑨ 療養介護	人／月	8	7	8	6	8	6
⑩ 短期入所（福祉型）	人	9	6	9	2	9	2
	人日／月	10	11	10	7	10	3
⑪ 短期入所（医療型）	人	－	4	－	5	－	2
	人日／月	－	5	－	2	－	1

C．居住系サービス

サービス名	内　容
①　自立生活援助	グループホーム等から一人暮らしをした人の自宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。（平成 30 年４月から開始）
②　共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
③　施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

●見込みと実績

共同生活援助は見込みより実績が多くなっており、サービス利用のニーズが高くなっています。また、施設入所支援は国の指針に基づき減少するように見込んでいましたが、増加しており、今後は地域生活への移行者数増加を目指すためにサービスの充実が必要です。

【居住系サービスの利用実績】

区分	単位	第5期					
		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 自立生活援助	人／月	1	0	1	0	1	0
② 共同生活援助（グループホーム）	人／月	22	30	25	31	25	34
③ 施設入所支援	人／月	17	17	15	18	14	18

D．相談支援

サービス名	内　容
①　計画相談支援	障がい者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がい者の心身の状況やおかれている環境などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。
②　地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者等に対して、地域生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供するサービスです。
③　地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談、訪問、緊急対応等を行います。

●見込みと実績

計画相談支援及び地域定着支援は、ほぼ見込みどおりの利用がありましたが、地域移行支援は利用実績がありません。

【相談支援の利用実績】

区分	単位	第5期					
		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 計画相談支援	人	135	137	140	142	145	137
② 地域移行支援	人	1	0	1	0	1	0
③ 地域定着支援	人	1	0	1	1	1	2

≪障害児福祉サービスの利用状況≫

サービス名	内　容
①　児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
②　医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
③　放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対し、放課後や学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行います。
④　保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
⑤　居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。（平成 30 年４月から開始）
⑥　障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

●見込みと実績

児童発達支援等

児童発達支援等の合計の実績は、見込みより実績が多くなっています。医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援の利用実績はありませんでしたが、児童発達支援の利用人数は見込みの２倍以上、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の利用人数も見込みより多くなっています。

【児童発達支援等の利用実績】

区分	単位	第5期					
		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 児童発達支援（重心児含む）	人	10	17	11	30	12	30
	人日／月	83	94	88	189	93	188
② 医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
③ 放課後等デイサービス	人	36	43	38	48	41	52
	人日／月	328	420	348	467	378	554
④ 保育所等訪問支援	人	3	5	3	5	3	5
	人日／月	3	2	3	2	4	1
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	人	1	0	2	0	3	0
	人日／月	5	0	10	0	15	0
①～⑤の合計	人	50	65	54	83	59	87
	人日／月	419	516	449	658	490	743

障害児相談支援

障害児相談支援の実績は、見込みより実績が多くなっています。

【障害児相談支援の利用実績】

区分	単位	第5期					
		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
⑥ 障害児相談支援	人	52	65	63	76	74	76

≪地域生活支援事業の利用状況≫

サービス名	内　容
① 相談支援事業	障がい者（児）その保護者、支援提供者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。
② 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能等の障がい者（児）に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、障がい者（児）の意思疎通の仲介等の支援を行います。
③ 日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るために、必要な用具の給付を行います。
④ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対して、円滑に外出できるよう、移動を支援します。地域における自立生活及び社会参加の促進を目的とします。
⑤ 地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産的活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
⑥ 日中一時支援事業	日中において、見守り等の支援が必要と認められる障がい者（児）の一時的な保護を行います。障がい者等の家族の就労支援及び一時的な介護の軽減を目的とします。
⑦ 手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支援が必要な障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を修得した人材を養成します。

●見込みと実績

相談支援事業は 1 か所で推移しています。意思疎通支援事業の手話通訳者派遣回数が令和２年度で減少しているのは新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。日常生活用具給付等事業では、排泄管理支援用具が見込みより多くなっていますが、その他は見込量より実績が少なくなっています。移動支援事業は、ほぼ見込みどおりですが、日中一時支援は見込みより少ない利用となっています。

【地域生活支援事業】

区分		単位	第5期					
			平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
			見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 相談支援事業								
	相談支援事業所設置数	か所	1	1	1	1	1	1
② 意思疎通支援事業								
	手話通訳者派遣回数	回／年	40	46	40	51	40	19
	要約筆記奉仕員派遣回数	回／年	1	0	1	0	1	0
③ 日常生活用具給付事業								
	介護･訓練支援用具	件／年	5	3	8	0	13	1
	自立生活支援用具	件／年	10	3	10	5	10	3
	在宅療養等支援用具	件／年	4	1	4	4	5	1
	情報･意思疎通支援用具	件／年	6	6	6	3	6	2
	排泄管理支援用具	件／年	99	98	104	111	108	104
	住宅改修費	件／年	1	0	1	1	1	0
④ 移動支援事業								
	支給決定者数	人／年	15	16	15	14	15	13
	延べ利用者数	人／年	50	33	50	24	50	20
⑤ 地域活動支援センター事業								
	地域活動支援センター利用者数	人日／月	1	1	1	1	1	0
⑥ 日中一時支援事業								
	支給決定者数	人／年	27	17	27	15	27	16
	延べ利用者数	人／年	60	56	60	55	60	50
⑦ 手話奉仕員養成研修事業								
	奉仕員養成研修参加者数	人／年	7	20	7	25	7	22
	手話通訳奉仕員登録者数	人／年	13	12	13	16	13	13

4 課題整理

4　課題整理

（１）団体アンケート調査からの課題

基山町障がい福祉計画・基山町障がい児福祉計画の策定にあたり、基山町の障がい者（児）を取り巻く環境や福祉制度についての課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、団体アンケート調査を実施しました。

調査は、町内の障害福祉に関する２団体に対して実施しました。以下に調査内容の要約を示します。

【各団体の意見】

■ 障がい者（児）を取り巻く環境について

【差別や偏見について】

- 十数年前に障害者自立支援法ができ「施設から地域へ」とうたっていたが、一般の理解はほとんど進んでいないと思う。
- 一部理解の進んでいる部分もあると感じるが、やはり高齢者の方の中には昔ながらの偏見もあるように思う。
- 他人事ではなく、いつ自分や身近な人におこるかもしれないと置き換えて考えてほしい。

【バリアフリー化について（外出時の障壁となっていることなど）】

- 公共の乗り物等、周囲の目が気になり自家用車で外出することも多い。
- 交通の便が悪いので買物に苦労する。行きはバスを使っても、帰りにバスに乗りそこなうと重い荷物を持って長い距離を歩かねばならない。

■ 障害福祉の施策について

- 啓発、広報については小学校での車イス体験等、また民生委員さんの積極的な支援があり、前向きに対応されていると思う。
- 雇用、就労については、既存の現場に入って仕事をするためには、それなりのスキルが求められるので難しいと思う。当事者のレベルに合わせた職場づくりがあればよいのではないか。
- 障がいの個性はさまざまなので、スポーツやレクリエーション、文化活動に参加することは難しい。

■ 情報提供・相談体制について

- 今はパソコンのホームページ等での情報提供が多いが、高齢の保護者も多い当会では特にペーパーでのお知らせの方が便利である。若い人でもサッと手に取れるペーパーが便利という人もいる。
- 障がい者ハンドブックなどが欲しい。
- 幼児から大人になるまでのトータルな情報提供が必要だと思う。
- 地域で何でも相談出来る相談員がいない。そういう窓口があればいいと思う。

■ 医療の問題点について

- 現状、地域の病院は障がい者の対応は難しい面がある。対応している病院のやり方など（パネル等を使用したり）を紹介してもらえるとありがたいと思う。

■ 災害時・緊急時の支援について

【緊急時に困ること】

- 避難場所まで行く手段がない。
- 避難所でのきめ細かい対応をしてほしい。個人のこだわりによる要求をきいてもらえると助かる。

【避難場所で困ること・災害時や緊急時に必要な支援や取組】

- 障がい者用トイレがほしい。
- 避難時の場所や経路等を詳しく教えてほしい。
- 集団の中にいるストレスがある。
- プライベートなスペースがない。
- 障がい者の安心のために計画をたててもらえると、健常者の方々にはもっとよりよいものになると思うので、皆のために充実した取り組みをお願いしたい。

■今後の障がいのある人への支援について

- 地区の区長さんや民生委員さんが障がい者の存在を把握し、様子を知ってほしい。
- タクシー券について、使用枚数を追加でお願いできたら助かる。対象を重度や軽度の範囲を決めず全体に広げてほしい。活動の範囲が広がると思う。

（２）事業所アンケート調査からの課題

基山町障がい福祉計画・基山町障がい児福祉計画の策定にあたり、町民が利用している障害福祉、障害児福祉事業所のサービスの実施状況や実施にあたっての意見、新型コロナウイルス感染症に関する影響と今後の事業の意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、事業所アンケート調査を実施しました。

調査は主に町内の 23 事業所に対して実施しました。以下に調査内容の要約を示します。

【各事業所の意見】

■ 新型コロナウイルスによる影響について

- 一時期事業を休止したり、利用者が減少している事業所がある。
- 感染予防に対する業務の増加、支援の内容に工夫が必要となっている。
- 活動内容の変更や制限により利用者のストレスが増大している状況がある。

■ 感染防止策等について

- 消毒や換気を徹底している事業所が多い。
- 注意喚起や感染防止策の掲示をしている事業所もある。

■ 新型コロナウイルス感染症以外の事業実施にあたっての課題について

- 人材不足、人材確保を課題としている事業所が多い。
- 就労支援事業所では工賃の確保、向上が課題となっている。

■ 障害福祉施策全般に関する現状と課題について

- 人材の確保だけではなく、質の高いサービスを提供するために職員の専門性を高める必要があるとの意見が多い。

■ 相談体制や情報発信について

- 情報発信について課題があり、積極的にＳＮＳ等の活用を目指す事業所が多い。

■ これからの障がい者施策について

- 「障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」、「障がい者同士や地域の人と交流ができる場の整備」、「障がい者とその家族が安心して暮らせるための相談体制の整備」が必要であるとの意見が多い。

（３）アンケート調査からの課題

基山町障がい福祉計画・基山町障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい者（児）の生活の実態や健康福祉・福祉サービスに関する意向、今後の希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査対象者は、基山町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者全員に実施しました。配布数は 824 件で、有効回収数は 455 件、有効回収率は 55.2%となっています。

■基山町の障がい者を取り巻く環境や福祉施策、障害福祉サービス等の課題

分　野	内　容
基本属性など	■ 基本属性 ・回答者は男性が 50.8%、女性が 48.1%と男性が多く、年齢は 65 歳以上が 60.2%を占める。 ■ 現在の住まい ・知的障がい者では、「福祉施設に入所中」が 14.1%となっており、他の障がい種別と比べて割合が高い。
課 題	→ 地域生活への移行の推進及びサービス提供体制の充実
障がい児保育･教育（18 歳未満のみ）	■ 日中の過ごし方 ・「学校や幼稚園・保育園等に通っている」が、全体の 88.9%を占める。 ■ 通園・通学で困っていること ・全体では、「特に問題はない」（43.8%）を除くと「授業内容が難しい」（25.0%）、「通うのがたいへん」（25.0%）という回答が多い。 ■ 通園・通学に望むこと ・「能力や障がいの状況にあった支援をして欲しい」（55.6%）という回答が多い。 ■ 学校卒業後の進路 ・卒業後の進路について、知的障がい者では「一般の企業等で働きたい」（40.0%）という回答が多い。
課 題	→ 障がいの状況に応じた支援の充実及び教育環境の整備 → 就労等に関する情報提供及び就労支援の充実

分　野	内　容
就労や日々の過ごし方 （18 歳以上のみ）	■ 日中の過ごし方 ・「自宅で過ごしている」が、全体の 37.5%を占める。 ■ 仕事の悩み・困っていること ・全体では、「特にない」を除くと「収入が少ない」（28.2%）という回答が多い。知的障がい者では「収入が少ない」（37.9%）、精神障がい者では「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」（30.0%）との回答が他の障がいに比べて多くなっている。
課 題	→ 経済的な支援体制の充実 → 障がいや障がい者に対する理解促進
今後の暮らし	■ 希望する暮らし方 ・全体では、「家族と同居して暮らしたい」と回答した人が最も多い。 ・知的障がい者では「グループホーム等の、地域の中で仲間と共同生活できるところで暮らしたい」（15.4%）、精神障がい者では「独立して一人で暮らしたい」（20.5%）が他の障がい種別に比べて高い。 ■ 自宅や地域で生活できるための条件 ・「生活するのに十分な収入があること」（42.2%）が最も高く、「主治医や医療機関が近くにあること」（36.0%）、「家族と同居できること」（34.1%）と続く。 ■ 日常生活をより安心で快適にするために必要なこと ・「通院のための外出支援」（24.8%）、「散歩や買い物等の日常的な外出支援」（21.8%）が上位にあがっている。 ■ 障がい者が働くために必要なこと ・「周囲が自分を理解してくれること」（28.4%）が最も多く、「勤務する時間や日数を調整できること」（27.3%）、「障がいにあった仕事であること」（26.2%）と続く。
課 題	→ グループホーム等の共同生活施設の拡充 → 障がい者のニーズに応じたサービス提供体制の充実 → 障がい者が働きやすい環境の整備
福祉サービス	■ 福祉サービスの利用状況・利用意向 ・「現在利用している」という回答が最も多かったのは、全ての障がいで「計画相談支援」となっている。 ・「今後利用したい」という回答が最も多かったのは、身体障がい者と精神障がい者では「相談支援事業」（身体：20.9%、精神：36.4%）、知的障がい者では、「自立訓練（生活訓練）」（29.5%）である。
課 題	→ 個人に合ったサービスが選択できるように提供体制の充実

分　野	内　容
生活上の困りごと・相談相手	■ **現在の生活で困っていること、将来に対する不安・悩み** ・「障がいや健康上の不安、悩み」（34.1%）が最も高く、「経済的な不安」（29.9%）、「介護者に負担をかける」（17.1%）が上位にあがっている。 ■ **生活の不安・悩みの相談先** ・「家族、親族」（59.3%）が最も高く、「病院・診療所の医師や看護師」（20.0%）、「友人・知人、近所の人」（17.8%）と続く。 ■ **福祉情報の入手先** ・「町の広報」（56.0%）が最も多い。
課 題	→ 複合的な課題に対応した、相談支援体制の充実 → 福祉サービス等に関する情報提供の充実
外出	■ **外出頻度** ・「ほとんど毎日」（33.8%）が最も高い。 ・「年に数回」「一度も外出していない」を合わせたほとんど外出していない人は身体障がい者では 8.2%、知的障がい者では 10.3%、精神障がい者では 4.5%となっており、外出しない人がみられる。 ■ **外出の目的** ・「病院への通院」（65.3%）、「買い物」（62.1%）という回答が多い。 ■ **外出の不便や困難** ・身体障がい者では「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」（12.6%）、知的障がい者では「外出先でコミュニケーションがとりにくい」（15.4%）、精神障がい者では「まわりの人の目が気になる」、「交通費の負担が大きい」（27.3%）という回答が多い。
課 題	→ 道路・建物等のバリアフリー化だけではなく、障がいへの理解促進 → 移動支援事業等の多様な外出に対応できるサービス提供体制の充実
地域生活	■ **地域の人の支え** ・「支えられている」「どちらかというと支えられている」と回答した人は 42.9%、「どちらかというと支えられていない」「支えられていない」と回答した人は 11.4%と、支えられていると感じている割合が高い。 ■ **地域活動の参加** ・地域活動に参加していない人が半数を超えているが、参加している活動で最も多いのは「自治会の活動」（14.9%）、続いて「老人クラブの活動」（7.5%）となっている。 ■ **希望する余暇活動** ・「旅行」（27.3%）、「買い物」（22.6%）、「趣味などのサークル活動・生涯学習」（21.1%）の順に多い。 ■ **地域行事や余暇活動の参加のさまたげとなること** ・「健康や体力に自信がない」（24.4%）、「どのような活動が行われているか知らない」（13.0%）、「コミュニケーションが難しい」（12.5%）と続く。
課 題	→ 地域行事や余暇活動等の参加促進及び参加しやすい活動内容の検討

分　野	内　容
災害時の備え	■ **避難場所・避難経路の認知状況** ・全体では「知っている」という回答が 61.8%となっているが、知的障がい者では 46.2%、精神障がい者では 47.7%と半数以下の人は避難場所・避難経路を知らない状況である。 ■ **災害時の手助け** ・「手助けしてくれる人がいない」という回答は全体の 25.3%、「わからない」という回答は 31.9%となっている。 ■ **避難行動要支援者登録制度の認知状況** ・避難行動要支援者登録制度について「知っている」人は 21.1%と、制度について５人に１人程度しか知らない。 ■ **避難するときに困ること** ・「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」（20.7%）が最も多く、「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」（14.1%）、「災害時の情報入手・連絡の手段がない」（10.8%）という回答も高い。
課 題	→ 災害時における避難場所や避難方法等の情報の周知 → 避難行動要支援者登録制度の周知 → 緊急時の支援体制の構築
福祉全般	■ **町民の理解** ・「とても理解されている」または「ある程度理解されている」との回答は 34.2%、「あまり理解されていない」または「まったく理解されていない」との回答は 11.3%と、理解されていると感じている障がい者が多い。 ■ **差別やいやな思いをしたこと** ・「よくある」「時々ある」を合わせると 27.7%の人が、障がいのために差別を感じたり嫌な思いをすることがあると回答している。 ■ **障がい者に対する支援として、行政が充実すべきこと** ・「年金や手当等の充実」（44.8%）、「通院・治療のための医療費の助成」（31.0%）など、経済的な支援を望む声が多い。
課 題	→ 障がい及び障がい者に関する理解を促進するための啓発・周知 → 経済的な支援体制の充実

（４）課題のまとめ

１）障害福祉サービス

① 訪問系サービス

・ほぼ見込みどおりの利用となっていますが、行動援護では利用人数・利用時間のべ時間とも見込みより少ない利用となっています。利用者のニーズに合わせて適切なサービスの提供を図ることが必要と考えられます。

② 日中活動系サービス

・就労系サービスは、アンケート調査から、一般就労の希望、自分の持っている資格等を活かせる求人がない等の意見が出ています。多様なニーズが見込まれるので、ニーズに沿った適切なサービスが提供できるように体制を充実させることが必要です。

③ 居住系サービス

・施設入所支援は、利用者が増加していますが、地域生活への移行を進めて利用者の減少を見込む必要があります。

・共同生活援助（グループホーム）は、見込みより実績が多くなっており、今後も施設や精神科医療機関からの地域移行に対応していく必要があります。アンケート調査でもグループホームの利用意向は高いので、今後も整備が必要です。

④ 相談支援

・計画相談支援及び地域定着支援は、ほぼ見込みどおりの利用となっていますが、地域移行支援は利用実績がありません。今後、地域生活への移行を進める上では欠かせないサービスとなるので、サービス利用に関する情報の提供等が必要だと考えられます。

２）障がい児を対象としたサービス

・児童発達支援及び保育所等訪問支援、放課後等デイサービスは利用者数が増加しています。特に、児童発達支援は利用者数、利用日数が大幅に増加していることから、ニーズの高い事業となっています。サービス提供体制の拡充が求められます。

３）地域生活支援事業

・移動支援事業は利用者が減少していますが、社会参加の促進につなげるために、サービスの周知を図る必要があります。

・日中一時支援事業は、見込みより少ない利用となっていますが、見守りが必要な障がい者（児）の一時的な保護や家族の就労支援等を目的とし、保護者等のニーズが高い事業であるため、今後も適切にサービスの提供を図る必要があります。

４）その他障害者施策など

アンケート調査から、障害福祉サービスに関して以下のような課題があがっています。

・「どのような福祉サービスが行われているのかわからない」、「自分に合ったサービスがわからない」、「サービスを受けるまでの手続きが大変そうなイメージがある」との意見があり、情報提供及び相談支援体制の充実が求められています。

・「同じ障がいのある人と会って悩みを話し合える場がほしい」との意見があり、交流の場が求められています。

・成年後見制度の利用意向はあっても、手続きの難しさや利用への不安から実際の利用に結び付いていない現状があります。

5 施策の体系

５　施策の体系

（１）計画の基本理念

本計画の基本理念は、「基山町障害者基本計画」の理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方を引き継ぎ、「共生のまち・きやま」の実現を目指し、「基山町障害者基本計画」と共通の理念として以下のように設定します。

≪基本理念≫

障がいの「ある」「なし」に関わらず、すべての町民が
ともに暮らし、ともに支え合う共生のまち・きやま

（２）計画の基本的方向

計画の基本理念の実現のために、国の基本指針を踏まえて、次の８つの基本的方向に沿って計画を推進します。

１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら、ともに自分らしい生活ができる共生社会の実現に向けて、障がい者等の意思決定の支援に配慮します。障がい者自身が自分に合った障害福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら、自立と社会参加ができるよう障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

２）基山町が主体となった障がいの種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

本町の障がい者等が地域の一員として安心して暮らすためには、身近な地域でサービスが受けられる支援体制が求められます。ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別によらないサービスの充実を図ります。

また、難病患者等に対しても、引き続き必要な情報を提供し、適切な障害福祉サービスが受けられるように努めます。

３）入所等から地域生活への移行・地域生活の継続支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

障がい者が住み慣れた地域で自立して生活するために、施設入所や精神科病院の入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題に対応できるサービスの提供体制を整えます。

さらに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、地域生活支援の拠点づくり、法律や制度に基づかない形で提供されるサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用して提供体制の整備を進めます。

４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた柔軟なサービス提供の確保を図るとともに、日常生活を営むために医療を必要とする障がい児等への保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

子育て支援部署との情報共有・連携を図り、就学前（４歳児）からの障がいの早期発見に努めます。

障がいの疑いがある段階から早期療育につなげ、本人及びその家族に対して、身近な地域で支援を受けられるように、子育て相談の専門の相談員を配置し、相談支援及び通所支援等の提供体制の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備します。

さらに、障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

６）障害福祉人材の確保

障がい者の重度化、高齢化が進んでいるなか、将来にわたって障害福祉サービス等を安定的に提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施するためには、提供体制の確保とそれを担う人材の確保が必要です。そのために、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知や広報等について、関係機関と協力して取り組みます。

７）障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の多様なニーズを踏まえ、就労支援の推進、生涯学習やスポーツ、文化芸術活動等の多様な活動に参加する機会の確保等を通して、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

８）障害福祉全般に関する各種情報の周知

障害福祉全般に関する各種情報の発信及び啓発活動に取り組み、広報体制の充実を目指します。利用実績の少ない障害福祉サービスについては、利用することが可能な人が利用していない場合も考えられるので、今後も周知徹底に努めながらニーズを把握し、サービス提供体制の確保を図ります。

また、アンケートから、災害時要支援者登録制度を約 2 割程度の人しか知らないという現状がわかりました。避難時の行動や避難場所についての情報提供にも努め、支援体制の構築を図ります。

6 目標設定値

６　目標設定値

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

前計画では、令和２（2020）年度末までに、平成 28（2016）年度末時点の施設入所者 16 人のうち２人が地域生活へ移行する目標を掲げていました。

令和２（2020）年度末までに地域移行できた施設入所者は０人、削減数についても施設入所者数が増加しているため、未達成となっています。

本計画では、引き続き施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和５年度末までに、令和元年度末までの施設入所者の１人（5.6%）を地域生活へ移行するとともに、令和５年度末の施設入所者数を令和元年度末時点から１人（5.6%）削減することを目標とします。

【国の指針】

①　令和元年度末の施設入所者の６％以上を地域生活へ移行する。
②　令和元年度末の施設入所者率を 1.6%以上削減する。

■目標設定値

項　　目	算出方法	目標数値
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	－	18 人
令和５年度末の施設入所者数（B）	－	17 人
①【目標値】地域生活移行者数（C）	－	１人
	（C）÷（A）	5.6%
②【目標値】施設入所者数の削減見込（D）	（A）－（B）	１人
	（D）÷（A）	5.6%

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実

入院している精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者だけではなく、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）※な社会を構築していく必要があります。

鳥栖・三養基地域では、自立支援協議会において精神障がい者が地域の一員として安心して生活できるよう、精神障がいにも対応した保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しています。本町からも参加者を増やし、さらに、事業所だけではなく当事者や家族等の参加を推進し、協議の場の充実を図ります。

また、精神障がい者の地域生活への移行を推進するための体制の整備に努めます。

※インクルーシブ：障がいの有無に関わらず、あらゆる人が共に生きる社会を目指すこと。

■目標設定値（精神障がいにも対応した保健・医療・福祉関係者による協議の場）

項目		令和３年度	令和４年度	令和５年度
開催回数（回／年）		４回	４回	４回
参加者数	保健	２人	２人	２人
	医療	３人	３人	３人
	福祉	６人	６人	６人
	介護	０人	０人	１人
	当事者	０人	０人	１人
	家族等	０人	０人	１人

■目標設定値（精神障がい者の地域生活への移行の推進）

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	１人	１人	１人
精神障がい者の地域定着支援利用者数	２人	２人	２人
精神障がい者の共同生活援助利用者数	10 人	11 人	12 人
精神障がい者の自立生活援助利用者数	－	－	－

※自立生活援助は社会資源がないため、目標を設定していません。

（３）地域生活支援拠点等の充実

鳥栖・三養基地域は、平成 30 年４月より居住支援のための機能を備えた地域にある様々な事業所・機関が連携し、それぞれが機能を分担する「面的整備型」の支援体制を構築しており、今後も障がい者の生活を支える体制の充実に努めます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

前計画では、福祉施設から一般就労への移行者数を令和２（2020）年度には２人とすること、また、令和２（2020）年度末までに就労移行支援事業の利用者を 10 人とするとともに、全体の５割以上の就労移行支援事業所が就労移行率３割以上を達成することを目標として定め、就労移行支援事業の充実を図ってきました。

令和２年度時点の実績をみると、福祉施設から一般就労への移行者数は１人、就労移行支援事業の１か月あたりの利用者数は 10 人となっています。

本計画においては、引き続き就労移行支援事業の充実を図り、一般就労への移行者数を令和元年度実績の２倍（２人）とします。就労移行支援事業及び就労継続支援事業（Ａ型）を利用した一般就労への移行者数について、令和元年度の実績の１人以上とし、就労継続支援（Ｂ型）を利用した一般就労への移行者数について、令和元年度実績の２倍（２人）とします。

さらに、国の指針に基づき、就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行する者のうち７割が就労定着支援事業を利用することとします。また、本町の就労定着支援事業所は１か所のため、この事業所の就労定着率が８割以上となるように努めます。

【国の指針】

① 一般就労への移行者数を、令和元年度の実績の 1.27 倍以上とする。
② 就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数について、令和元年度実績の 1.30 倍以上とする。
③ 就労継続支援Ａ型を利用した一般就労への移行者数について、令和元年度実績の 1.26 倍以上とする。
④ 就労継続支援Ｂ型を利用した一般就労への移行者数について、令和元年度実績の 1.23 倍以上とする。
⑤ 就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することとする。
⑥ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とする。

■目標設定値

項　　目		目標数値	国の指針
①　年間一般就労移行者数	【実績】令和元年度	１人	－
	【目標】令和５年度	２人	－
	令和元年度との対比	２倍	1.27 倍
②　就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	【実績】令和元年度	０人	－
	【目標】令和５年度	１人	－
	令和元年度との対比	－	1.30 倍
③　就労継続支援（Ａ型）を利用した一般就労への移行者数	【実績】令和元年度	０人	－
	【目標】令和５年度	１人	－
	令和元年度との対比	－	1.26 倍
④　就労継続支援（Ｂ型）を利用した一般就労への移行者数	【実績】令和元年度	１人	－
	【目標】令和５年度	２人	－
	令和元年度との対比	２倍	1.23 倍
⑤　一般就労へ移行した人が就労定着支援事業を利用した割合	【実績】令和元年度	１割	－
	【目標】令和５年度	７割	７割
⑥　就労定着支援事業所のうち就労定着率が８割以上の事業所の割合	【実績】令和元年度	10 割	－
	【目標】令和５年度	10 割	７割以上

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児への支援については、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する体制が重要となります。本町では、児童発達支援センターについては、鳥栖市にある若楠療育園を利用しています。

また、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障がい児を支援する、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、今後も利用促進を図ります。

医療的ケアが必要な障がい児への支援として、鳥栖・三養基地域自立支援協議会では、医療的ケア児支援強化ワーキンググループを設置していますが、今後は、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を目指し、支援体制の充実を図ります。

さらに、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握に努め、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受け入れ体制の整備に努めます。

（６）相談体制の充実・強化等

国の指針では、総合的・専門的な相談支援体制の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制の確保を基本としています。

本町では、窓口等において相談に対応していますが、総合的・専門的な相談については鳥栖・三養基地域の「基幹相談支援センター」と連携し対応にあたっています。また、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言は随時行っており、今後も相談支援事業者等との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

■目標設定値

項目	目標数値
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	１回以上
地域の相談支援事業者への人材育成の支援件数	１件以上
地域の相談機関との連携促進のための会議等の開催回数	１回以上
自立支援協議会やその部会、運営会議等の開催回数	４回

（７）障害福祉サービス等の質の向上

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ職員が参加し、サービスの質の向上に努めます。また、障害者自立支援審査支払等による審査結果及び県の指導監査の結果を障害福祉サービス事業所等、関係自治体と共有する体制の構築を図ります。

■目標設定値

項目	目標数値
障害福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加人数	１人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	１回以上
指導監査結果の関係自治体との共有回数	１回以上

（８）発達障がい者への支援

地域住民への理解啓発、ペアレントトレーニング※1やペアレントプログラム※2等の支援プログラムの開催、ピアサポート活動の支援等を佐賀県と連携し、発達障がい者への支援の充実を図ります。

※１ ペアレントトレーニング：保護者が子どもとのより良い関わり方を学び、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム

※２ ペアレントプログラム　：子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム

7 障害福祉サービス等の見込量と方策

7　障害福祉サービス等の見込量と方策

（１）障害福祉サービス

１）訪問系サービス

●サービス見込量の考え方

・利用人数等の前期計画等の実績から増減率を算出し、これらを参考に利用人数または時間数、人日等に将来の増減率を乗じて算出された数値を見込量とします。

・利用人数等の実績が少ない場合は、過去の数値の推移をみて見込量を設定します。

【第５期実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 居宅介護	人	30	34	33	33	35	32
	時間分／月	559	604	583	567	608	553
② 重度訪問介護	人	1	0	1	0	1	0
	時間分／月	2	0	2	0	2	0
③ 同行援護	人	1	0	1	0	1	2
	時間分／月	4	0	4	0	4	16
④ 行動援護	人	4	3	4	3	4	2
	時間分／月	11	14	11	12	11	8
⑤ 重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間分／月	0	0	0	0	0	0

【第６期見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 居宅介護	人	34	36	38
	時間分／月	568	615	653
② 重度訪問介護	人	1	1	1
	時間分／月	2	2	2
③ 同行援護	人	2	2	2
	時間分	16	16	16
④ 行動援護	人	3	3	3
	時間分／月	15	15	15
⑤ 重度障害者等包括支援※	人	0	0	0
	時間分／月	0	0	0

※重度障害者等包括支援は、社会資源がないため見込みが「０」となっています。

●見込量確保のための方策

・施設入所者等の地域移行を進めていくことから、訪問系サービスの需要が増えることが見込まれます。

・利用実績の少ない重度訪問介護、同行援護、行動援護は、利用することが可能な人が利用していない場合もあるので、周知徹底を図りながら、ニーズに応じたサービスの確保に努めます。

２）日中活動系サービス

●サービス見込量の考え方

・利用人数等の前期計画等の実績から増減率を算出し、これらを参考に利用人数または時間数、人日等に将来の増減率を乗じて算出された数値を見込量とします。

・利用人数等の実績が少ない場合は、過去の数値の推移をみて見込量を設定します。

【第５期実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 生活介護	人	27	26	27	29	27	31
	人日／月	485	493	477	555	469	574
② 自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1	1	1	1
	人日／月	12	22	12	22	12	3
③ 自立訓練（生活訓練）	人	2	2	2	3	2	3
	人日／月	31	3	31	23	31	32
④ 宿泊型自立訓練	人	－	0	－	1	－	2
	人日／月	－	0	－	16	－	50
⑤ 就労移行支援	人	13	10	16	10	18	10
	人日／月	195	131	263	56	355	99
⑥ 就労継続支援（A 型）	人	26	26	27	23	28	23
	人日／月	375	321	389	309	403	305
⑦ 就労継続支援（B 型）	人	61	65	65	68	68	68
	人日／月	972	922	1,033	1,075	1,098	1,094
⑧ 就労定着支援	人／月	1	0	1	1	1	1
⑨ 療養介護	人／月	8	7	8	6	8	6
⑩ 短期入所	人	9	10	9	7	9	4
	人日／月	10	16	10	9	10	4

【第６期見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 生活介護	人	32	32	33
	人日／月	587	608	627
② 自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1
	人日／月	22	22	22
③ 自立訓練（生活訓練）	人	3	3	3
	人日／月	32	33	35
④ 宿泊型自立訓練	人	2	2	2
	人日／月	50	50	50
⑤ 就労移行支援	人	11	11	12
	人日／月	98	99	108
⑥ 就労継続支援（A 型）	人	26	29	32
	人日／月	338	377	416
⑦ 就労継続支援（B 型）	人	72	76	80
	人日／月	1,152	1,216	1,280
⑧ 就労定着支援	人／月	1	1	1
⑨ 療養介護	人／月	6	6	6
⑩ 短期入所（福祉型）	人	2	6	6
	人日／月	4	12	12
⑪ 短期入所（医療型）	人	3	5	5
	人日／月	3	10	10

●見込量確保のための方策

- 生活介護については、今後も利用者の増加が見込まれるため、事業所との連携を強化し、より一層サービス提供体制の充実を図ります。
- 自立訓練については、利用者のニーズの把握及びサービス提供事業所の状況把握に努めるとともに、引き続き提供体制の確保を図ります。
- 就労移行支援、就労継続支援（B型）については、今後も利用者の増加が見込まれることから、事業所の新規参入及び既存事業所の拡充を支援し、サービスの確保を図ります。
- 短期入所については、サービス提供体制の充実を図り、緊急時の受け入れにも対応できるよう事業所の拡充や関係機関との連携に努めます。

３）居住系サービス

●サービス見込量の考え方

・利用人数等の前期計画等の実績から増減率を算出し、これらを参考に利用人数または時間数、人日等に将来の増減率を乗じて算出された数値を見込量とします。
・利用人数等の実績が少ない場合は、過去の数値の推移をみて見込量を設定します。

【第５期実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 自立生活援助	人／月	1	0	1	0	1	0
② 共同生活援助（グループホーム）	人／月	22	30	25	31	25	34
③ 施設入所支援	人／月	17	17	15	18	14	18

【第６期見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 自立生活援助	人／月	0	0	0
② 共同生活援助（グループホーム）	人／月	38	43	48
③ 施設入所支援	人／月	18	18	17

※自立生活援助は、社会資源がないため見込みが「０」となっています。

●見込量確保のための方策

・共同生活援助（グループホーム）については、充実・整備を推進し、親亡き後や施設入所者、退院可能な精神障がい者が安心して地域生活へ移行できるよう、生活の場の確保に努めます。
・施設入所支援については、障害支援認定区分に基づき、必要な人が利用できるようにサービス調整に努めます。また、障がい者のニーズを把握し、迅速な対応ができるように障害者支援施設と連携強化を図るとともに、地域での自立が可能な人については移行を支援します。

４）相談支援

●サービス見込量の考え方

・利用人数等の前期計画等の実績から増減率を算出し、これらを参考に利用人数または時間数、人日等に将来の増減率を乗じて算出された数値を見込量とします。
・利用人数等の実績が少ない場合は、過去の数値の推移をみて見込量を設定します。

【第５期実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 計画相談支援	人	135	137	140	142	145	137
② 地域移行支援	人	1	0	1	0	1	0
③ 地域定着支援	人	1	0	1	1	1	2

【第６期見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 計画相談支援	人	144	152	161
② 地域移行支援	人	1	1	1
③ 地域定着支援	人	2	2	2

●見込量確保のための方策

・計画相談では、指定特定相談支援事業者が障がい者の障害福祉サービス利用計画を作成することから、関係機関との連携を強化し、体制の充実・整備に努めます。
・地域移行支援、地域定着支援については、様々な機会を通じて情報提供を行い、地域生活への移行が可能な人の把握に努めるとともに、障害者支援施設、病院等と緊密に連携し、相談支援体制の整備に努めます。

（２）障害児福祉サービス

●サービス見込量の考え方

・利用人数等の前期計画等の実績から増減率を算出し、これらを参考に利用人数または時間数、人日等に将来の増減率を乗じて算出された数値を見込量とします。
・利用人数等の実績が少ない場合は、過去の数値の推移をみて見込量を設定します。

【第１期実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 児童発達支援（重心児含む）	人	10	17	11	30	12	30
	人日／月	83	94	88	189	93	188
② 医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
③ 放課後等デイサービス	人	36	43	38	48	41	52
	人日／月	328	420	348	467	378	554
④ 保育所等訪問支援	人	3	5	3	5	3	5
	人日／月	3	2	3	2	4	1
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	人	1	0	2	0	3	0
	人日／月	5	0	10	0	15	0
⑥ 障害児相談支援	人	52	65	63	76	74	76

【第２期見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 児童発達支援（重心児含む）	人	31	32	33
	人日／月	209	233	259
② 医療型児童発達支援	人	0	0	0
	人日／月	0	0	0
③ 放課後等デイサービス	人	53	54	55
	人日／月	583	594	605
④ 保育所等訪問支援	人	5	6	6
	人日／月	5	6	6
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1
	人日／月	5	5	5
⑥ 障害児相談支援	人	79	82	85

※医療型児童発達支援は、社会資源がないため見込みが「０」となっています。

●見込量確保のための方策

・児童発達支援については、今後も利用者の増加が見込まれることから、サービス提供体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を図り、必要な支援を実施していきます。また、利用実績のない居宅訪問型児童発達支援については、周知を図りながら、ニーズに応じたサービスの確保に努めます。

・放課後等デイサービスについては、今後も利用者の増加が見込まれることから、サービス提供体制の充実を図るとともに、学校、家庭等と連携しながら必要な支援を実施していきます。

・障害児相談支援については、児童福祉法に定められる障害児相談支援事業者が通所サービスを利用する際に障がい児の通所サービス利用計画を作成することから、関係機関との連携を強化し体制の充実及び整備に努めます。

（３）地域生活支援事業

●サービス見込量の考え方

・利用人数等の前期計画等の実績から増減率を算出し、これらを参考に利用人数または時間数、人日等に将来の増減率を乗じて算出された数値を見込量とします。
・利用人数等の実績が少ない場合は、過去の数値の推移をみて見込量を設定します。

【第５期実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
① 相談支援事業							
相談支援事業所設置数	か所	1	1	1	1	1	1
② 意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣回数	回／年	40	46	40	51	40	19
要約筆記奉仕員派遣回数	回／年	1	0	1	0	1	0
③ 日常生活用具給付事業							
介護･訓練支援用具	件／年	5	3	8	0	13	1
自立生活支援用具	件／年	10	3	10	5	10	3
在宅療養等支援用具	件／年	4	1	4	4	5	1
情報･意思疎通支援用具	件／年	6	6	6	3	6	2
排泄管理支援用具	件／年	99	98	104	111	108	104
住宅改修費	件／年	1	0	1	1	1	0
④ 移動支援事業							
支給決定者数	人／年	15	16	15	14	15	13
延べ利用者数	人／年	50	33	50	24	50	20
⑤ 地域活動支援センター事業							
地域活動支援センター利用者数	人日／月	1	1	1	1	1	0
⑥ 日中一時支援事業							
支給決定者数	人／年	27	17	27	15	27	16
延べ利用者数	人／年	60	56	60	55	60	50
⑦ 手話奉仕員養成研修事業							
奉仕員養成研修参加者数	人／年	7	20	7	25	7	22
手話通訳奉仕員登録者数	人／年	13	12	13	16	13	13

【第６期見込み】

区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 相談支援事業					
	相談支援事業所設置数	か所	1	1	1
② 意思疎通支援事業					
	手話通訳者派遣回数	回／年	45	45	45
	要約筆記奉仕員派遣回数	回／年	1	1	1
③ 日常生活用具給付事業					
	介護･訓練支援用具	件／年	5	5	5
	自立生活支援用具	件／年	5	5	5
	在宅療養等支援用具	件／年	4	4	4
	情報･意思疎通支援用具	件／年	6	6	6
	排泄管理支援用具	件／年	106	112	118
	住宅改修費	件／年	1	1	1
④ 移動支援事業					
	支給決定者数	人／年	13	14	15
	延べ利用者数	人／年	20	22	24
⑤ 地域活動支援センター事業					
	地域活動支援センター利用者数	人日／月	1	1	1
⑥ 日中一時支援事業					
	支給決定者数	人／年	16	17	18
	延べ利用者数	人／年	50	53	56
⑦ 手話奉仕員養成研修事業					
	奉仕員養成研修参加者数	人／年	20	20	20
	手話通訳奉仕員登録者数	人／年	13	13	13

●見込量確保のための方策

① 相談支援事業

・相談支援事業を周知し、関係機関と連携し多様化するニーズに適切に対応することができるよう支援を続けます。

② 意思疎通支援事業

・事業内容の周知を図り、障がい者（児）が円滑に意思疎通できるように支援体制の充実を図ります。
・手話通訳者等の把握に努め、連携を強化し、派遣体制の確保を進めます。

③ 日常生活用具給付事業

・安定した在宅生活を営むことができるよう継続的にニーズを把握し、障がいの特性に応じた適切な給付が行われるように努めます。
・日常生活用具に関する種類や機能等について周知を図るため、広報紙やホームページを活用し、情報提供の充実を図ります。

④ 移動支援事業

・障がい者（児）の外出時に必要な個々のニーズに対応し、福祉サービス事業者との連携を図りながら、引き続き安定したサービスの提供に努めます。

⑤ 地域活動支援センター事業

・周知を行い、利用を促進するとともに、福祉サービス事業者と連携し、安定したサービスの提供に努めます。

⑥ 日中一時支援事業

・障がい者（児）が、日中に活動できる場を提供するとともに、一時的な預かりを行うことによって、家族の介護の軽減を支援します。
・広報誌やホームページ等で事業の周知を行い、障がいの特性や状況に合わせた適切なサービス提供を図ります。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

・障がい者（児）が社会参加をする上で必要な支援者の育成を図るとともに、広報紙やホームページを活用し、情報提供の充実を行います。

（４）地域における相談支援体制

現在、基山町では相談支援事業を事業所に委託し、相談支援を実施するとともに、福祉課においても窓口・電話・訪問により相談支援を行っています。また、地域の中に身体障害者相談員、知的障害者相談員を配置して、障がい者の支援にあたっています。

さらに、地域の相談支援の拠点として、鳥栖・三養基地域に「基幹相談支援センター」を１箇所設置しており、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業、虐待防止等の相談支援を行っています。

■地域における相談支援体制■

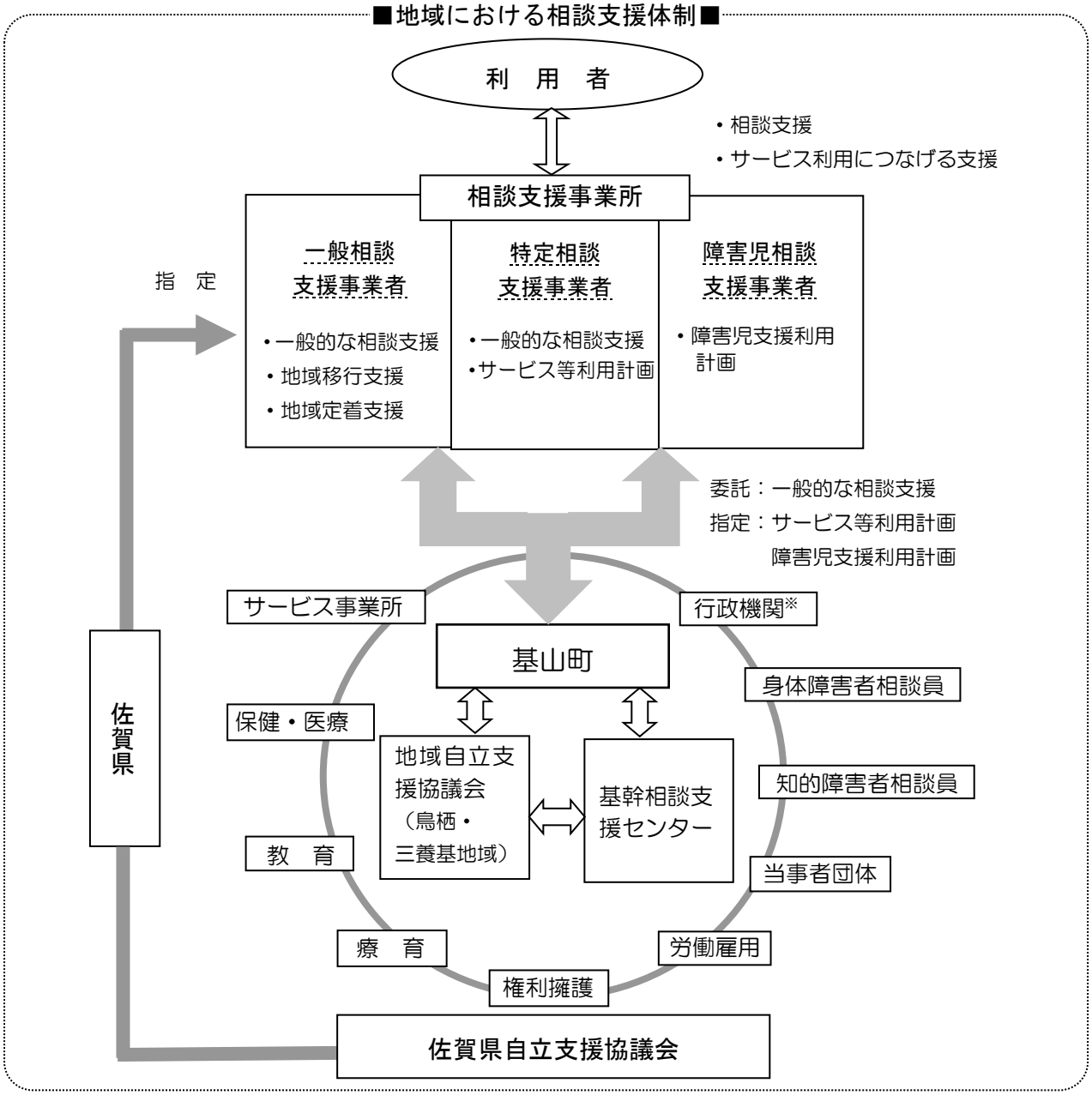

※　平成 30 年 10 月に設置された子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健コーディネーター及び子育て支援コーディネーターを配置し、障がい児はもとより、子育てに関する総合的相談、支援を実施。

（５）地域自立支援協議会

地域自立支援協議会とは、総合相談窓口に寄せられた相談を地域で解決していくために行われる、地域の関係機関の実務者レベルの定例会議を主体とした協議会です。相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす場として市町村が設置し、圏域内の行政・教育・医療・福祉等各団体で構成されています。

本町においては、基山町・鳥栖市・上峰町・みやき町と合同で協議会を設置し、総合会議（全体会・定例会）や専門部会を通じ、困難事例などの課題への対応や地域の課題解決に向けたネットワークの構築などを行っています。

■専門部会

部会名	内　容
① 障害者差別解消法支援地域協議会	・障害者差別解消法施行後の社会の変化を検証するとともに、権利擁護に関して更なる意識の高揚に努める。 ・虐待の事例検討を通して情報共有と事案発生時の対応、再発防止策についての検討を行う。
② こども部会	・未就学児・就学児での困り感を共有しながら、こども達の生活全体を協議する。 ・医療的ケア児支援連携強化ワーキンググループ （医療的ケア児の実態や現状を把握し、そこから課題を抽出していくことから始め、今後の医療的ケア児支援体制の整備につなげていく。）
③ くらしの支援部会	・地域移行・退院促進協議会 （地域移行支援、地域定着支援を実践することに関する協議会であり、障害福祉の資源としての量の確保と同時に入所施設や医療機関と地域との連携をスムーズに行うためのシステムづくりを検討する。） ・生活の場協議会 （生活の場に関する総合的な議論を行う協議会であり、様々な生活の場の資源や課題を知り、障がい者自身が求める生活のイメージを描き、情報や課題を共有するネットワーク支援等を検討する。）
④ 相談支援部会「相談支援体制推進協議会」	・指定相談支援事業所の課題解消と質の向上を図るため、各種勉強会を中心に活動を行う。
⑤ 就労支援部会	・就労支援ネットワーク強化等

地域自立支援協議会には、大きく分けて下の６つの機能があります。地域自立支援協議会は、共通の目的である「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目指して、情報を共有して、具体的に協働することで、地域支援体制のレベルアップを図ります。

■自立支援協議会の主な目的・機能■

情報機能	・地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・地域の関係機関によるネットワーク構築 ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	・権利擁護に関する取り組みを展開
評価機能	・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・サービス利用計画作成費対象者、重度障害者等包括支援事業等の評価 ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

8 計画の推進体制

８　計画の推進方針

（１）関係機関との連携

本計画の推進にあたっては、福祉課をはじめとして、保健、医療、教育、就労等の関係各部門と連携を図ります。障がい者施策については、就労をはじめとして国及び県の制度にかかわる分野も多いため、情報の収集に努めながら連携を強化します。

また、相談支援事業者、サービス事業者、障がい者（児）、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等との連携だけではなく、施設の広域利用等については、近隣市町とも連携を図りながら、サービス提供体制の確保に努めます。

（２）計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があれば計画の変更やその他の必要な措置を講ずることとなっています。本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の立案（Ｐｌａｎ）と実践（Ｄｏ）に加え、計画策定後は毎年度評価（Ｃｈｅｃｋ）し、必要に応じて各種施策の見直し、改善（Ａｃｔ）ができるように、循環型のマネジメントサイクル（ＰＤＣＡサイクル）を実施します。

9 資料編

９　資料編

（１）基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例

平成 26 年 12 月 12 日条例第 22 号

（設置）

第１条　障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第３項に規定する基山町障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第１項の規定に基づく基山町障害福祉計画（次条において「計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、基山町障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、計画の策定に関する次の事項について調査、研究及び審議を行い、町長に対し意見具申を行うものとする。

（１）　障害者の現状及びニーズの把握に関すること。
（２）　障害者の将来予測に関すること。
（３）　障害福祉サービスの目標量の設定に関すること。
（４）　障害福祉サービスの提供体制に関すること。
（５）　障害福祉の環境整備に関すること。
（６）　その他計画の策定に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員８人で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

（１）　保健・医療・福祉関係者
（２）　障害者団体代表者
（３）　学識経験者
（４）　行政関係者

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条に規定する意見具申が完了したときまでとする。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第６条　委員会に、専門の事項を調査、研究及び審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、町長が委嘱又は任命する。
３　専門委員は、当該事項に関する調査、研究及び審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会議）

第７条　委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議録）

第８条　会長は、委員会の会議ごとに会議録を作成し、会長が指名した委員１人とともに署名しなければならない。

（報酬等）

第９条　委員及び専門委員の報酬及び費用弁償については、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 26 年条例第 29 号。以下「報酬等条例」という。）の定めるところによる。

（庶務）

第 10 条　委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（委任）

第 11 条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に基山町障害者計画等策定委員会の委員である者は、この条例の規定に基づく委員会の委員に委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、第４条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の基山町障害者計画等策定委員会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
３　この条例の施行の日から平成 27 年３月 31 日までの間は、第９条中「平成 26 年条例第 29 号」とあるのは、「昭和 36 年条例第４号」とする。
４　この条例の施行の日から平成 27 年３月 31 日までの間は、報酬等条例第２条及び第３条に規定する別表中「障害者計画等策定委員会委員」とあるのは、「障害者基本計画等策定委員会委員」と読み替える。

附　則（平成 30 年 12 月 14 日条例第 19 号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成 31 年４月１日から施行する。

（２）基山町障害者基本計画等策定委員会

区　分	所属組織・団体等	委　員　名
保健・医療・福祉関係者	社会福祉法人 基山町社会福祉協議会	◎　天 本　　正 弘
	つくし整形外科医院	水　田　　豊
	特定非営利活動法人 総合相談支援センター　キャッチ	高 口　　まりな
	社会福祉法人　若楠 療育医療センター　若楠療育園	渡 部　　雄 一
障害者団体代表者	基山町障がい者保護者の会	西 野　　弘 子
	基山町身体障害者福祉協会	村 山　　嘉 昭
学識経験者	基山町民生委員児童委員協議会	○　丸 林　　弘 明
行政関係者	佐賀県鳥栖保健福祉事務所	鳥 飼　　広 敬

◎：会長　○：副会長

（３）計画策定の経過

年　月　日	内　　容
令和２年 10 月 29 日	第１回基山町障害者基本計画等策定委員会
令和２年 11 月 12 日 ～11 月 24 日	基山町障がい者（児）の福祉に関するアンケート調査の実施
令和２年 12 月　８日 ～12 月 16 日	関係団体・事業所アンケート調査の実施
令和２年 12 月 23 日	第２回基山町障害者基本計画等策定委員会
令和３年　１月 25 日	第３回基山町障害者基本計画等策定委員会
令和３年　２月 15 日 ～ ３月　２日	パブリックコメント（住民からの意見公募）の実施
令和３年　３月　５日	第４回基山町障害者基本計画等策定委員会

第６期基山町障がい福祉計画

第２期基山町障がい児福祉計画

令和３年３月

発行　佐賀県　基山町　福祉課

〒841-0204　佐賀県三養基郡基山町大字宮浦６６６番地

電話　　０９４２－９２－７９６４

ＦＡＸ　０９４２－９２－７１８４